

## ◎ 長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、厚生年金保険の適用拡大等を改定

## 【法令名】

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律

【掲載官報】	令和2年6月5日 号外第111号 7ページ
【法令番号】	令和2年6月5日 法律第40号
【管轄省庁】	厚生労働省
【施行期日】	令和4年4月1日から施行 ※一部の規定を除く
【法令のあらまし】	<p><b>【一 国民年金法の一部改正関係】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 国民年金手帳を廃止することとした。(第13条関係)</li><li>2 年金給付の受給権の保護の例外について、年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合を削ることとした。(第24条関係)</li><li>3 老齢基礎年金の繰下げ受給の上限年齢を70歳から75歳とすることとした。(第28条関係)</li><li>4 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金の前年の所得による支給停止をその年の10月から翌年の9月までとすることとした。(第36条の3第1項及び第36条の4第1項関係)</li><li>5 寡婦年金を支給しないこととする要件を、その夫が障害基礎年金の受給権者であったことがあるとき又は老齢基礎年金の支給を受けていたときから、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡したときとすることとした。 (第49条第1項関係)</li><li>6 障害者、寡婦その他の地方税法の規定による市町村民税が課されない者として政令で定める者であって前年の所得が政令で定める額以下であるものについて、申請があったときは国民年金の保険料を納付することを要しないこととした。 (第90条関係)</li><li>7 この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者について、国民年金の任意加入被保険者となることができないこととした。(附則第5条関係)</li><li>8 脱退一時金の額について、保険料の額に2分の1を乗じて得た額に保険料納付済期間等の月数に応じて政令で定める数を乗</li></ol>

じて得た額とすることとした。(附則第9条の3の2関係)

**【二 厚生年金保険法の一部改正関係】**

1 厚生年金保険の適用拡大

(一) 弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業の事業所又は事務所であって、常時5人以上の従業員を使用するものについて、厚生年金保険の適用事業所とすることとした。(第6条第1項第1号レ関係)

(二) 事業所に使用される者であって、その1週間の所定労働時間又は1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の所定労働時間又は所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者に係る厚生年金保険の適用除外の要件について、当該事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれないこととする要件を削ることとした。

(第12条第5号ロ関係)

2 2月以内の期間を定めて使用され、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれる者について、厚生年金保険の被保険者とすることとした。(第12条第1号ロ関係)

3 年金給付の受給権の保護の例外について、一の2に準じた改正を行うこととした。(第41条第1項関係)

4 受給権者が被保険者である場合の老齢厚生年金の額について、毎年9月1日を基準日とし、基準日の属する月前の被保険者であった期間を基礎として、基準日の属する月の翌月から改定することとした。(第43条関係)

5 老齢厚生年金の繰下げ受給の上限年齢を70歳から75歳とすることとした。(第44条の3関係)

6 保険給付の返還を受ける権利は、これを行行使できる時から5年を経過したときは、時効によって消滅するものとし、徴収金を徴収し、若しくはその還付を受ける権利又は保険給付の返還を受ける権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないこととした。(第92条関係)

7 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、適用事業所であると認められる事業所の事業主に対して、立入検査等を行うことができることとした。(第100条関係)

8 実施機関は、厚生年金保険に関する事業状況を把握するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項について厚生労働大臣に報告を行うこととした。(第100条の3関係)

9 65歳未満の被保険者に支給する老齢厚生年金の支給停止について、65歳以上の被保険者に支給する老齢厚生年金の支給停止

の仕組みと同じものとする事とし、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の額との合計額から平成16年度における48万円を基準として名目賃金変動率に応じて自動改定される額を控除して得た額の2分の1に相当する額とする事とした。

(附則第11条関係)

- 10 脱退一時金の額について、被保険者であった期間の平均標準報酬額に、保険料率に2分の1を乗じて得た率に被保険者であった期間に応じて政令で定める数を乗じて得た率を乗じて得た額とする事とした。(附則第29条第4項関係)

### **【三 国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)の一部改正関係】**

- 1 30歳未満の第1号被保険者等であって本人及び配偶者の所得が一定以下のものに係る国民年金の保険料の免除の特例を5年間延長し、令和12年6月までとする事とした。(附則第19条第2項関係)
- 2 国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者について、一の7に準じた改正を行う事とした。(附則第23条関係)

### **【四 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)の一部改正関係】**

- 1 短時間労働者を適用対象とすべき特定適用事業所の範囲について、事業主が同一である1又は2以上の適用事業所であって、当該1又は2以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時500人を超える適用事業所から、令和4年10月1日以降は当該総数が常時100人を超える適用事業所とするものとし、令和6年10月1日以降は当該総数が常時50人を超える適用事業所とする事とした。(附則第17条第12項及び第46条第12項関係)
- 2 経過措置
  - (一) 令和6年度から令和9年度までの間における再評価率の改定等に用いる名目手取り賃金変動率について、特定適用事業所(当該特定適用事業所の事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が500人以下であるものに限る。)に使用される特定4分の3未満短時間労働者に相当する者又はその者以外の者の構成の変動により補正する事とした。(附則第17条の2第2項関係)
  - (二) 令和10年度及び令和11年度における再評価率の改定等に用いる名目手取り賃金変動率について、特定適用事業所(当該特定適用事業所の事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が100人以下であるものに限る。)に使

用される特定 4 分の 3 未満短時間労働者に相当する者又はその者以外の者の構成の変動により補正することとした。

(附則第 17 条の 2 第 3 項関係)

**【五 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 64 号）の一部改正関係】**

30 歳以上 50 歳未満の第 1 号被保険者等であって本人及び配偶者の所得が一定以下のものに係る国民年金の保険料の免除の特例を 5 年間延長し、令和 12 年 6 月までとすることとした。(附則第 14 条第 1 項関係)

**【六 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正関係】**

- 1 特別障害給付金の支給停止について、一の 4 に準じた改正を行うこととした。(第 9 条及び第 10 条第 1 項関係)
- 2 未支払の特別障害給付金に係る規定を設けることとした。(第 16 条の 2 関係)

**【七 年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正関係】**

- 1 年金生活者支援給付金の支給について、一の 4 に準じた改正を行うこととした。  
(第 2 条第 1 項、第 13 条、第 15 条第 1 項及び第 20 条第 1 項関係)
- 2 年金生活者支援給付金の支給に関する処分に関し、厚生労働大臣が資料の提供等を求めることができる者の範囲を、年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者から、年金生活者支援給付金の支給を受けている者及び年金生活者支援給付金の支給要件に該当するか否かを調査する必要がある者として政令で定める者とする事とした。

(第 36 条第 1 項、第 37 条及び第 39 条関係)

**【八 児童扶養手当法の一部改正関係】**

児童扶養手当の受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けるときは、児童扶養手当を支給しないものとする対象を障害基礎年金等（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の額に相当する額に限ることとした。(第 13 条の 2 関係)

**【九 国家公務員共済組合法の一部改正関係】**

- 1 国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定について、常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定める者等

に適用することとした。

(第2条第1項第1号、第72条、第125条及び第126条並びに附則第20条の2第1項及び第20条の6第1項関係)

- 2 標準報酬の等級及び月額について、厚生年金保険及び健康保険の標準報酬月額等級に準ずることとした。(第40条関係)
- 3 退職年金の支給の繰下げについて、二の五に準じた改正を行うこととした。(第80条関係)
- 4 組合の給付に要する費用のうち育児休業手当金及び介護休業手当金の支給並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用について負担するものから、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構を削ることとした。

(第99条及び第124条の3並びに附則第20条の2第4項関係)

- 5 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失し、その月に、更に厚生年金保険の被保険者(組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。)又は国民年金の被保険者(第2号被保険者を除く。)の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月の退職等年金分掛金は徴収しないこととした。(第100条第2項関係)
- 6 掛金を徴収し、若しくはその還付を受ける権利又は退職等年金給付の返還を受ける権利の時効について、二の六に準じた改正を行うこととした。(第111条関係)
- 7 当分の間、組合員期間が1年以上である日本国籍を有しない者であり、かつ、退職している者に対し、一時金を支給することとした。(附則第13条の2関係)

**【一〇 地方公務員等共済組合法の一部改正関係】**

- 1 地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定について、九の1に準じた改正を行うこととした。

(第2条第1項第1号、第74条及び第141条～第142条関係)

- 2 標準報酬の等級及び月額について、九の2に準じた改正を行うこととした。(第43条関係)
- 3 退職年金の支給の繰下げについて、二の五に準じた改正を行うこととした。(第94条関係)
- 4 退職等年金分掛金の徴収について、九の五に準じた改正を行うこととした。(第114条第2項関係)
- 5 掛金を徴収し、若しくはその還付を受ける権利又は退職等年金給付の返還を受ける権利の時効について、二の六に準じた改正を行うこととした。(第144条の23関係)
- 6 九の7に準じた改正を行うこととした。(附則第19条の2関係)

**【一 私立学校教職員共済法の一部改正関係】**

- 1 標準報酬月額等の等級について、九の二に準じた改正を行うこととした。(第 22 条第 2 項関係)
- 2 退職年金の支給の繰下げについて、二の五に準じた改正を行うこととした。(第 25 条関係)
- 3 九の七に準じた改正を行うこととした。(第 25 条関係)
- 4 徴収金を徴収し、若しくはその還付を受ける権利又は退職等年金給付の返還を受ける権利の時効について、二の六に準じた改正を行うこととした。(第 25 条及び第 34 条関係)

**【一二 確定給付企業年金法の一部改正関係】**

- 1 老齢給付金の支給開始時期について、事業主等は 60 歳から 70 歳までの範囲で規約に定めることができることとした。  
(第 36 条第 2 項第 1 号関係)
- 2 終了制度加入者等(遺族給付金の受給権を有していた者を除く。)が個人型年金加入者の資格を取得したときは、当該者の申出により、当該者に分配すべき残余財産を国民年金基金連合会に移換することができることとした。(第 82 条の 4 関係)
- 3 企業年金連合会は、企業型年金加入者であった者の個人別管理資産の移換を受け、老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うことができることとした。(第 91 条の 18 第 2 項第 3 号及び第 91 条の 23 関係)

**【一三 確定拠出年金法の一部改正関係】**

- 1 企業型年金の加入要件について、65 歳未満等の要件を削り、実施事業所に使用される第 1 号等厚生年金被保険者(企業型年金規約で一定の資格を定めた場合における当該資格を有しない者及び企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者等を除く。)を企業型年金加入者とする事とした。(第 2 条第 6 項及び第 9 条関係)
- 2 企業型年金加入者の個人型年金の加入要件について、当該企業型年金の規約に企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めることとする要件を削るとともに、企業型年金加入者は、企業型年金加入者掛金の拠出又は個人型年金の加入を選択できる事とした。(第 3 条第 3 項第 7 号の 3 及び第 62 条第 1 項第 2 号関係)
- 3 簡易企業型年金の実施について、実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有する者の数の要件を 100 人以下から 300 人以下とする事とした。(第 3 条第 5 項第 2 号関係)
- 4 企業型年金の規約の変更について、変更事項が資産管理機関の名称及び住所等である場合は、厚生労働大臣への届出を要し

ないこととした。(第6条第1項関係)

5 企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金加入者等に係る掛金の拠出の状況等を電子情報処理組織を使用する方法等により、当該企業型年金加入者等が閲覧することができる状態に置かなければならないこととした。(第27条第2項関係)

6 老齢給付金の受給開始時期の上限年齢を70歳から75歳とすることとした。(第34条関係)

7 企業型年金加入者であった者(企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、企業型年金運用指図者を除く。)は、企業年金連合会の規約において、あらかじめ、個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該者の申出により、当該個人別管理資産を企業年金連合会に移換することができることとした。(第54条の5関係)

8 中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲について、その使用する第1号厚生年金被保険者の数を100人以下から300人以下とすることとした。(第55条第2項第4号の2関係)

9 個人型年金の加入要件について、60歳未満の要件を削り、国民年金法の第1号被保険者(保険料免除者を除く。)、第2号被保険者(企業型掛金拠出者等を除く。)、第3号被保険者及び任意加入被保険者は、個人型年金加入者となることとした。(第62条第1項関係)

10 国民年金基金連合会は、資料提供等業務を企業年金連合会に委託できることとした。(第73条関係)

11 確定拠出年金運営管理業の登録事項から役員の住所を削ることとした。(第89条第1項第3号関係)

12 60歳未満であること、企業型年金加入者でないこと、個人型年金に加入できないこと等のいずれにも該当する者について、脱退一時金の支給を請求できることとした。(附則第3条関係)

**【一四 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)の一部改正関係】**

1 一三の10に準じた改正を行うこととした。(附則第38条第3項及び第40条第8項関係)

2 一二の3に準じた改正を行うこととした。(附則第40条第2項第6号及び第49条の2関係)

**【一五 独立行政法人農業者年金基金法の一部改正関係】**

1 農業者年金の被保険者となることのできる年齢を60歳未満から65歳未満とすることとした。(第11条及び第13条関係)

2 農業者老齢年金の受給開始時期の上限年齢を75歳とすることとした。(第20条、第28条及び第28条の2関係)

**【一六 労働者災害補償保険法の一部改正関係】**

保険給付の受給権の保護の例外について、一の2に準じた改正を行うこととした。(第12条の5第2項関係)

**【一七 独立行政法人福祉医療機構法の一部改正関係】**

独立行政法人福祉医療機構が行う厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保とした小口の資金の貸付けを廃止することとした。(第12条関係)

**【一八 健康保険法の一部改正関係】**

- 1 健康保険の適用拡大について、二の1に準じた改正を行うこととした。(第3条関係)
- 2 2月以内の期間を定めて使用され、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれる者について、二の2に準じた改正を行うこととした。(第3条関係)

**【一九 検討規定】**

- 1 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第6条第2項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項(2及び4の事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。(附則第2条第1項関係)
- 2 政府は、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金事業の財政の現況及び見通し、厚生年金保険事業の財政の現況及び見通し等を踏まえ、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。(附則第2条第2項関係)
- 3 1及び2の事項の検討は、これまでの国民年金事業の財政の現況及び見通し及び厚生年金保険事業の財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法第16条の2第1項に規定する調整期間の見通しが厚生年金保険法第34条第1項に規定する調整期間の見通しと比較して長期化し、国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)附則第2条第1項第1号に掲げる額と同項第2号に掲げる額とを合算して得た額の同項第3号に掲げる額に対する比率に占める同項第1号に掲げる額に相当す

	<p>る部分に係るものが減少していることが示されていることを踏まえて行うこととした。(附則第2条第3項関係)</p> <p>4 政府は、国民年金の第1号被保険者に占める雇用者の割合の増加の状況、雇用によらない働き方をする者の就労及び育児の実態等を踏まえ、国民年金の第1号被保険者の育児期間に係る保険料負担に対する配慮の必要性並びに当該育児期間について措置を講ずることとした場合におけるその内容及び財源確保の在り方等について検討を行うこととした。 (附則第2条第4項関係)</p> <p>5 政府は、国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。(附則第2条第5項関係)</p> <p>6 政府は、一三の5の事項の施行後5年を目途として、改正後の確定拠出年金法の施行の状況等を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。 (附則第2条第6項関係)</p> <p><b>【二〇 経過措置等】</b></p> <p>経過措置</p> <p>この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。 (附則第3条～第41条、第44条、第45条、第53条、第54条、第59条、第61条、第70条、第71条、第77条～第81条、第84条、第87条及び第97条関係)</p>
<p><b>【改正される法令】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民年金法（昭和34年法律第141号）</li> <li>・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）</li> <li>・ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）</li> <li>・ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）</li> <li>・ 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）</li> <li>・ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）</li> <li>・ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）</li> </ul>

- ・ 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）
- ・ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
- ・ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
- ・ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
- ・ 確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）
- ・ 確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）
- ・ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）
- ・ 独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）
- ・ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- ・ 独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）
- ・ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- ・ 昭和六十年国民年金等改正法（昭和 60 年法律第 34 号）
- ・ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）
- ・ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 95 号）
- ・ 平成八年厚生年金等改正法（平成 8 年法律第 82 号）
- ・ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 18 号）
- ・ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 104 号）
- ・ 平成二十四年一元化法（平成 24 年法律第 63 号）
- ・ 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 114 号）
- ・ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- ・ 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）
- ・ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成 21 年法律第 37 号）
- ・ 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和 25 年法律第 256 号）
- ・ 国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）
- ・ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和 27 年法律第 245 号）

## WestlawJapan 法令あらし

- ・ 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和 31 年法律第 107 号）
- ・ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）
- ・ 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和 33 年法律第 109 号）
- ・ 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）
- ・ 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和 29 年法律第 91 号）
- ・ 沖縄振興開発金融公庫法（昭和 47 年法律第 31 号）
- ・ 平成十三年統合法（平成 13 年法律第 101 号）
- ・ 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成 18 年法律第 1 号）
- ・ 国会議員互助年金法を廃止する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和 33 年法律第 70 号）
- ・ 平成二十三年地共済改正法（平成 23 年法律第 56 号）
- ・ 社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）
- ・ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ・ 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）
- ・ 特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）
- ・ 株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）
- ・ 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）
- ・ 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）
- ・ 印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）
- ・ 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）
- ・ 放送大学学園法（平成 14 年法律第 156 号）
- ・ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成 15 年法律第 40 号）
- ・ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）